

雲中小学校いじめ防止等のための基本方針

令和5年4月改定 神戸市立雲中小学校

雲中小学校は、教職員・保護者・地域が一体となっていじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を推進するための方針（以下「雲中小学校基本方針」）を策定します。

いじめとは

いじめ防止対策推進法 第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

基本認識

- いじめは、人として決して許されることではない。
- いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる。
- いじめは、誰でも加害者になりうる。
- いじめは、暴行、恐喝、強要などの刑事罰を伴うことがある。
- いじめは、気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

するを許さず、されるを責めず、第三者なし （神戸市いじめ指導三原則）

基本姿勢

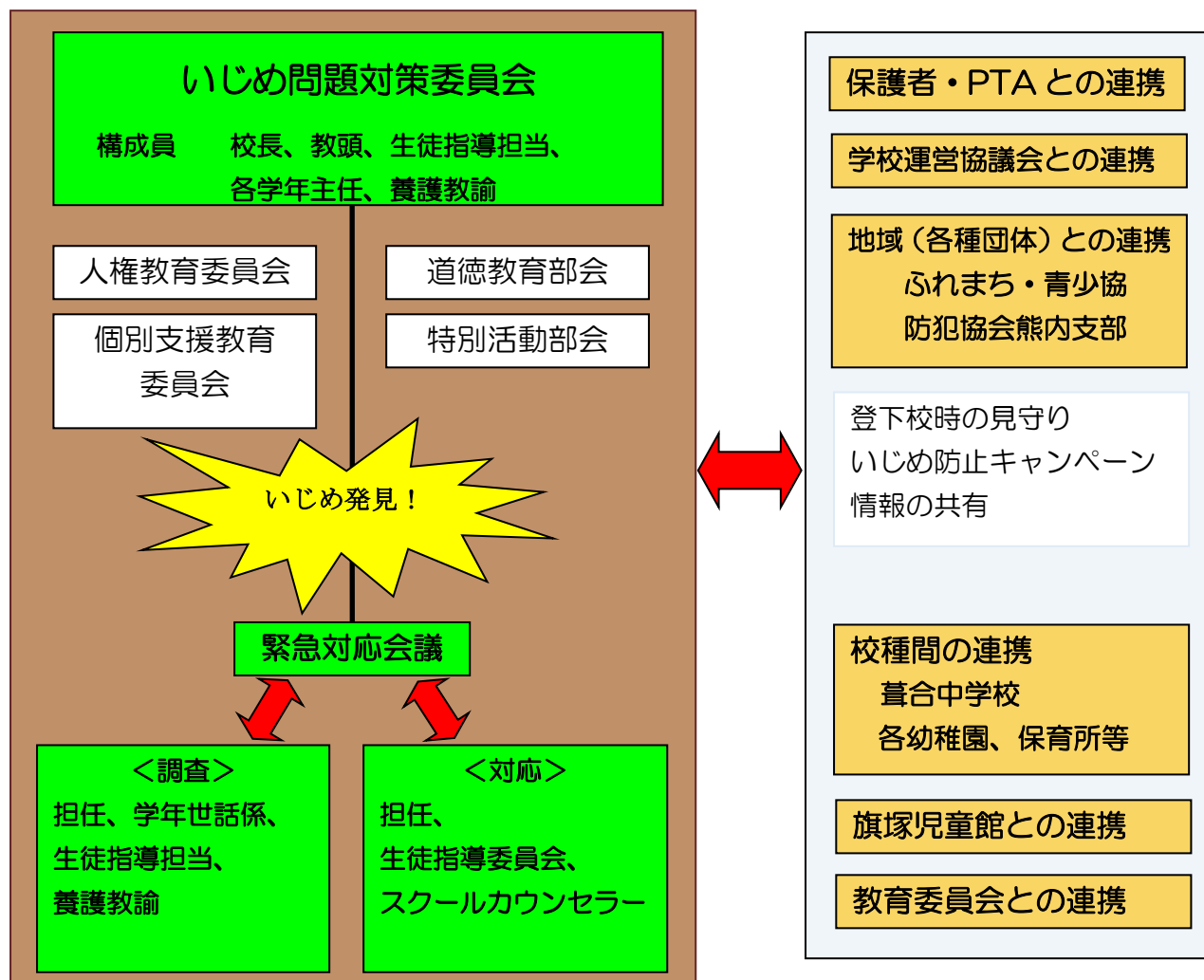
- 児童が自分の居場所を感じられるような学級づくり、児童との信頼関係づくりに努める。
- わかる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高める。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- いじめは決して許さないという姿勢を様々な場面で児童に伝える。
- 児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応する。
- いじめの兆候を見逃さないようアンテナを高く保ち、積極的に情報の交換・共有に努める。
- 特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応に特に配慮する。
- 保護者や地域の方々と一体となっていじめの問題に取り組む。
- 問題を一人で抱え込まず、各学年世話係・生徒指導担当・管理職にも報告し、組織的に対応する。
- 平素から関係機関と連携する体制を構築しておく。
- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告し、その指示のもと対応する。
- 個人情報の保護に十分配慮する。

対策・対応に向けた組織

いじめ問題対策委員会を兼ねる生徒指導委員会が中心となって、学校全体でいじめ対策を行う。

いじめ問題対策委員会の役割

- いじめ防止等への具体的な取り組みや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発。
- 事実関係の把握、関係児童・保護者への対応協議・決定・指示。
- いじめの問題に関わる本校教職員の理解と実践力を高めるための研修の実施。
- 本校のいじめ対策に関する取り組みの検証と改善。



関係機関との連携 ※状況に応じて

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| 当該児童の心身等に影響がある時 | … 医療機関 等 |
| 暴行・傷害など、刑法に抵触する時 | … 葺合警察署、神戸東部少年サポートセンター |
| 当該児童の家庭環境等に問題がある時 | … 神戸市こども家庭センター
中央区役所こども家庭支援室 |

対策・対応方針

いじめ防止を考える上での3本柱

「未然防止」

「早期発見」

「早期対応」

（１）未然防止 ～いじめを生まない土壌をつくる～

- 児童の様子に目を配り、一人一人の児童と向き合う。児童との信頼関係を築く。
- 学級の様子を把握する。
 - ・複数の教職員の観察があるようにするための協力体制。
- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをすすめる。
 - ・自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事の展開。
 - ・他者とのコミュニケーションを重視するソーシャルスキルの育成。
- 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる。
 - ・「ちがいを認め、思いやる」人権教育・「いじめは許さない」道徳教育・
 - 「他者と協力する」体験活動・特別活動等の充実。
- 規範意識を身につけ、考えて行動する児童を育てる。
 - ・見てみないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
 - ・代表委員会の活動として、雲中小学校いじめ防止標語により、いじめ防止をよびかける。

令和4年度 標語 **いじめなし それが笑顔の 合言葉**

- いじめ・人権に関する校内研修を行い、本校教職員の理解と実践力を高める。
- 保護者や地域の方々への働きかけを積極的に行う。
 - ・授業参観、学級、学年懇談会 学校、学年、学級通信、ホームページ
- 情報モラル教育を推進するとともに、情報ツールの使用に関する家庭でのルールづくりについて、小中で連携したり、保護者に協力を依頼したりする。

（２）早期発見 ～児童の変化を敏感に察知する～

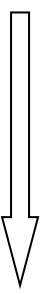
- 早期発見のための手立てを講じる。
 - ・日常的に相談できる雰囲気づくり。
 - ・終礼・生徒指導委員会での情報交換。
 - ・すぐに学校へ連絡が入る体制（地域・校種間・児童館）づくり。
 - ・定期的ないじめアンケート（6月末、11月末、2月末）の実施。
 - ・個別懇談期間に、専科教員もふくめた教育相談の実施。

(3) 早期対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する～

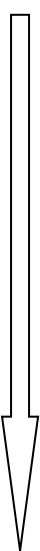
正確な事実把握

- 
- 児童や保護者からの訴えを親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを共感的に受け止める。最後まで守りぬくこと、解決に向け、全力で指導にあたることを伝える。
 - 複数の教職員で当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、事実確認等に努める。

指導体制・方針決定

- 
- 教職員間で情報を共有し、解決に向け、組織的に動く。
 - 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。
 - インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像等に対して迅速な対応を図るとともに、状況によって関係機関と連携して対応する。

児童への指導・支援、保護者との連携

- 
- いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
 - いじめた児童に対しては、気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導する。毅然とした態度で「いじめは許されないこと」であることを認識させ、いじめられる側の気持ちに気づかせる。
 - 保護者に対して、いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
 - いじめを受けた児童・保護者に対して、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。
 - 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

継続した指導

- 一定の解決を見た場合でも引き続き十分な観察と状況把握を行い、必要な指導を継続的に行う。

その他

- 年度末に、本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。
- 校内いじめ問題対策推進委員会によって適宜「雲中小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは、改定を行う。